

# 建設企業常任委員会会議録

平成23年1月27日

北 見 市 議 会

午後 2時28分 開 議

○（河野委員長） ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいただきます。

○（似内課長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名であります。表委員は用務のため欠席される旨届け出がありました。

以上であります。

○（河野委員長） 今臨時会におきまして、私ども建設企業常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけでありますが、審査につきましては配布されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休 憩

---

午後 2時29分 再 開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、都市建設部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（井南部長） それでは、今臨時議会に提出しております都市建設部所管の一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

最初に、土木費、管理費では、省エネ効果の高いLED防犯灯の普及、拡大を目的としての助成経費を計上いたしましたほか、端野自治区における地籍成果の修正に係る経費、次に道路橋梁費では、道路の維持、補修に係る経費のほか、市民要望の高い生活道路整備を行うため、道路改良舗装費、次に、公園費では、公園施設の補修等に要する経費、また、小規模公園及び緑ヶ丘霊園の整備工事費を計上いたしました。これらについては、国の平成22年度補正予算において、地域活性化交付金、きめ細かな交付金事業の対象事業として、繰越明許費として計上させていただきました。

次に、住宅費の公営住宅整備事業費は、高栄団地

建替事業といたしまして、高栄C団地3号棟の建設を実施してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

○（石川課長） それでは、私から、総務課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

議案関係資料30ページをお開きください。土木総務費、防犯灯設置費助成等経費でございますが、現在、北見市では防犯灯設置費補助金といたしまして、生活道路の防犯灯について平成21年4月1日より合併調整方針に基づき、防犯灯の設置につきましては、設置費限度額5万5,000円とし、設置費の2分の1以内を補助させていただいております。近年では、長寿命で消費電力の少ないLED防犯灯が普及し始めておりますが、水銀灯に比べ器具が高額なことから普及するには依然難しい状況であり、また、普及に向けた市民要望も高いことから、省エネ効果の高いLED防犯灯の普及の拡大を図り、あわせて各町内会の維持費の軽減を図ることを目的に、平成27年度末までの5年間に限り、LED防犯灯の設置1基につき3万3,000円の定額を補助することとし、今回200灯分の660万円を補正計上いたしました。

次に、資料31ページ上段でございます。住宅管理費、市営住宅維持管理費でございますが、老朽化しております若葉第一集会所のガス管更新工事に51万円補正計上いたしました。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○（加藤課長） 続きまして、私から補足説明させていただきます。

議案関係資料30ページをごらんください。資料中ほど、地図・地籍費の地籍管理費、地籍成果の修正に係る委託料300万円を補正計上させていただきました。箇所図は33ページに示してございます。

端野自治区の地籍調査事業は、事業完了から30有余年が経過し、市街地区域を中心として地籍成果に誤差が生じ、市民が分筆などの登記を行う場合、誤

差が所定の範囲を超え登記が受理されない事例が発生しております。これらの区域につきまして、地籍成果修正事業として、平成21年度地域活性化経済危機対策交付金により約19ヘクタール、今年度は単独費で3.5ヘクタールの事業を実施いたしました。土地境界紛争を未然に防止し市民の財産を守る観点から優先的に行うべき区域のうち、さらに3.5ヘクタールにつきまして地域活性化交付金により継続実施するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○（藤吉課長） 続きまして、私から道路管理課所管に係る補正予算につきまして、議案関係資料により説明させていただきます。

議案関係資料30ページの下段の表をごらんいただきたいと思っております。土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の維持補修費であります。北見自治区の舗装道路の舗装面におけるわだち掘れ等を補修するオーバーレイ工事を初めとし、省エネ型ランプに取り替えるナトリウム灯切りかえ工事を行うものでございます。資料34ページに箇所図を添付しておりますので、ご参照ください。①の実線で掲載しております路線が、西7号道路でオーバーレイ工事の予定箇所でございます。②の実線で掲載しておりますが、南大通り道路の街路灯をナトリウム灯に切りかえする予定箇所でございます。

以上で、補正予算につきましての補足説明をおわらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○（小原課長） 続きまして、留辺蘂自治区内の道路橋梁維持費の補正予算関連につきましては、オーバーレイ工事を北見自治区と同様に、議案関係資料39ページの箇所図上段の滝の湯地区及び川北地区につきまして補修、整備しようとするものであります。

次に、留辺蘂東3号川河川改修工事につきましては、議案関係資料39ページ箇所図の下段に示しております。当該河川は、北見市管理の普通河川で、市

道と交差した後、平行して流れており、交差部以降の下流側が未整備であります。近年の融雪時の出水や集中豪雨により、除々に河川洗掘やのり面崩壊が進み、隣接する市道の路肩崩れや車両通行への影響が迫っていることから、地域住民の生活に支障を及ぼさないよう早期に改修、整備しようとするものであります。

以上、留辺蘂自治区に係る補足説明を終わらせていただきます。

○（小野寺課長） 続きまして、土木課が所管いたします補正予算につきまして、ご説明いたします。

議案関係資料30ページ、位置図を35ページに記載しております。道路橋梁新設改良費の市道整備事業費では、市道整備の促進を目的といたしまして、美山北部37号道路ほか、3路線の改良舗装工事費として、5,000万円を補正計上し、全額繰越明許費といたしました。

以上で、土木課にかかります補足説明を終わらせていただきます。

○（因 課長） それでは、建築課所管にかかります補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書22ページ、議会関係資料は31ページ、施工箇所図は、同資料36ページでございます。公営住宅整備事業といたしましては、高栄団地建替事業として、高栄C団地3号棟に係る事業費2億7,100万円を平成22年度からの2カ年事業の債務負担行為として計上し、内本年度分の前払いとして6,000万円を補正計上するものであります。高栄団地建替事業につきましては、36ページに掲載のとおり現在高栄C団地の1、2号棟の建設を進めておりますが、建てかえ事業の推進を図るべく北海道との協議により平成23年度における予定事業の一部前倒し事業として実施するものでございます。

私からは、以上でございます。

○（豊田課長） それでは、公園緑地課所管にかかります補正予算についてご説明させていただきます。

す。

議案関係資料31ページ、32ページをごらんください。また、37ページから39ページには箇所図を載せてございます。公園緑化費の都市公園維持管理費では、公園利用者の方が安心して利用していただくように、公園施設の修繕等に北見自治区内では常盤公園ほか19カ所で300万円、端野自治区内では緋牛内児童公園ほか5カ所で100万円、留辺蘂自治区内では中央公園で100万円、あわせて500万円を計上させていただきました。

次に、仁頃はっか公園維持管理費では、浄水施設の浄水膜交換の経費として165万円を計上させていただきました。

次に、都市公園整備費では、無加川町の小規模公園整備工事、緑ヶ丘霊園の園の整備工事として1,000万円を計上させていただきました。

次に、フラワーパラダイス施設整備事業費では、園路等の整備工事費として300万円を計上させていただきました。

次に、緑のセンター運営管理費では、遮光ネットの補修不凍の経費として250万円を計上させていただきました。

なお、これらの事業につきましては、地域活性化交付金、きめ細かな交付金の対象事業として繰越明許費として計上させていただきました。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（河野委員長） 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（中崎委員） 地図・地籍で先ほどメリットの部分、それをなぜやらないといけないのかというところをもう一回説明をしてください。そして、大いに地図・地籍をやっていただきたい。北見自治区内において、やっている前提で今端野自治区は直すというお話だったのですがまだやっていない。そういう意味では、今後そういう理由で取り組まれるのだった

ら、なおさらの事、北見自治区の市民の方にも還元性があるものですからやっていただきたい。それについて具体的にどういう手立て、どういう気持ちで進めているのかをちょっとお聞かせください。あくまで、きめ細かな交付金ということで行われているようなのですが、はたから見ているときちんと地籍事業が進んでいないように感じるの、その辺ちょっと考え方を聞かせてください。

○（加藤課長） まず、端野自治区についての、なぜこういう地籍修正が必要かという中崎委員のご質問でございますが、まず、当時地籍事業が終わってから三十二、三年経過してございます。そのような中で、国土調査の精度の問題がまず1点ございまして、やはり当時のいろいろな測量機器、そういうことから見ると、当時あまり精度が良くなかったということがございまして、まずそういった誤差、あるいは基準になる基準点、図根点、そういった基準になる点が亡失している部分もございまして、それを復元する作業におきまして相当な支障が起きているのが現状でございます。それと平成17年に法改正がされまして、今までですと、例えば分筆作業をするときに、一筆分筆をしたときに残地は差引計算でよかったと。ですから多少誤差があってもそれなりに分筆登記ができたということでございまして、そのようなことがいろいろ合わさりまして、やはり分筆したときに今は精度がいいものですから、公差の範囲におさまらないということになるものですから、分筆登記が法務局で受理されないということが起きてございます。そのようなことがありまして、まずは中心になります国道39号線の周辺の平場の市街地といいますか、端野自治区でいえばそういったところでやはり分筆作業が多くございますので、まずそういうところを優先的に進めていただいております。そのようなことで、平成21年度は、先ほどもご説明させていただきましたが19ヘクタール、これも交付金でやらせていただきました。ただ、平成22年度、今年度につきましては、単費ですので

いろいろな条件から3.5ヘクタールにとどまっています。今回ぜひ優先すべき地域として3.5ヘクタールを同じく交付金で継続実施させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○（阿部次長） それでは、地籍の全体的な考え方といいますか、そういう観点でのご質問だったかと思えます。北見市の地籍調査につきましては、北見自治区以外の3自治区につきましては、基本的に地籍調査が終了しているという状況でございまして、北見自治区については、西部地区のおおむね30平方キロメートルですか、地籍調査を平成17年度から実施をさせていただいております。この事業につきましては、予定どおり進むように鋭意進めてまいりたいと考えております。

また、中心市街地部分の地籍調査につきましては、14条地図の作成ということで、法務局直轄でことしから作業を進めていただいておりますので、それにつきまして市のほうとしても協力体制をとりながらスムーズに実施されるように協力をしてまいりたいと思えますし、今後の直轄事業の位置づけについても、要望活動等進めながら、中心部の地籍調査がより促進されるように進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

○（中崎委員） 優先すべき地区が端野だという話なのですが、優先すべきは地籍調査が入っていないところではないのかと考えます。同じ市民で測量の費用のかかる率、一回入ったところと入っていないところでは全然違います。そういう意味では、非常に不公平感のある予算の配分になっているのではないかと私は感じております。そういう意味では、やはり地籍については、北見市として考えて全体の均衡ある調査、測量、そこのところを進めていただきたいと思えます。あえて、なぜ端野だけが優先されるべきなのか、きちんとした理由が私にはちょっとわかりません。

何かありましたら。

○（阿部次長） 端野自治区の地籍につきましては、さきほどご説明の中でも申し上げましたけれども、30年調査から経過しておりまして、その後さまざまな分筆測量等が民間で行われておりまして、その30年前の制度と今の制度との中では、法務局に分筆登記を申請した場合に、誤差の範囲におさまらないという状況……

〔「何事か」と呼ぶものあり〕

○（阿部次長） 地籍の法務局上での登記に支障が出ていると、そういう緊急性の高いところとして国道沿いについて、地籍調査をやらせていただいて市民の方のそういう分筆行為、土地流用等に対する手立てをしていきたいと考えておりまして、これについてはさきほど申し上げましたけれども、継続的に平成17年から実施をさせていただいていると。今後とも緊急性のあるところについて作業をさせていただきたいと考えております。

○（中崎委員） だから、その緊急すべきということがちょっとわからない。その北見市内の中心部では筆界不能地区があるわけだから、登記出来ないと言われていたところがある。本当はそれが最優先すべきものではないの。30年前に一回測量が入ったけど精度が悪くて、北見市内は明治時代や昭和初期の連絡査定図のままのところもあるし、だからそういう意味ではきちんと全体を考えて配分してくださいと言っている話なのです。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

---

午後 2時54分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（井南部長） ただいま、中崎委員から端野の地籍修正、これについてのご質問がございました。確かに30年前には、もう既に地籍業務が終わってきて

おりますけれども、それぞれ国道の改修等で地域的には非常に精度の低いというか、維持管理も含めて非常に問題があることも事実ですから、今の予算の中で最低限のところかもしれませんが、端野については修正を必要な部分を進めていかなければならないと解釈しております。既に、北見は西部地区から始めてきておりますけれども、事業費が非常にまだそれほど十分なところになっていないのも委員ご指摘のとおりでございますし、平成23年度から相内地区の非常にややこしい部分も入ってきますので、積極的に事業費をあてがってスムーズに一日でも早く一年でも早くという気持ちで事業に取り組んでまいりたいと、当然予算の要求、いろいろな方法を駆使して西部地区には事業費を投入するよう努めてまいりたいと思います。街の中については、現在さきほど安部次長からお話があったとおり、既に法務局のほうで国がやってくれている14条地図の事業が進めておりますので、いろいろな事業を使いながら住民が困らないような体制をつくっていきたくて考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○（松谷委員） 私のほうから、公園緑化費についてですけれども、都市公園維持管理費ということで、北見市は19カ所で300万円ほど予算をつけておりますけれども、北見市の中には何百という公園がありますが、その中で19カ所という、すごく少ない中でいろいろな整備です。これ1カ所につき20万円にも満たないのです。それで、皆さんご存知のように北見の公園は、いろいろ遊具の老朽化だとか、特に目立つのはトイレ、利用されていないトイレ、閉鎖されているトイレが見受けられるのです。この辺もやはり市民が憩いの場として使う公園ですから、環境を考えて中身をもう少ししっかり精査して、予算についても果たして19カ所で300万円ほどの予算でどれくらいのことができるのか、私は残念な感じがするのです。ですから、公園の維持管理については継続的な事業としてももちろん取り組まなくてはだめだと思うのですけれども、今後の公園についての考

え方、要するに今までなかなか手がつけられてない場所が結構多く見られているのです。特に、境界のところのポールだとかそういうところも曲がったり色をはげたり、そういうところも結構あるのです。ですから、そういうところも今後どのように公園の整備については力を入れていきたいのか、ちょっとその辺の考え方をお答えいただきたいと思います。

○（豊田課長） 今、松谷委員から今後の公園の整備、補修等についての質問がございましたが、今北見市においては、公園施設超寿命化計画というのを平成22年、23年度の2カ年で策定する予定になっております。これをもとにして都市公園の安全安心対策緊急総合支援事業というような遊具施設等の改築、更新等に努めてまいりたいと今考えております。この中には、今委員がおっしゃったようにトイレだとか、そういうようなバリアフリー対策だとか、そういうものも含まれるような内容になっております。これについては先ほど言ったように、今調査中、策定中なものですからもう少しお待ちを願いたいと思います。それで、今回の公園の全体的に費用が少ないということなのですけれども、確かに委員のおっしゃるとおりなのです。今、考えていますのは、300万円で補修が30カ所、撤去が1カ所ということで、平成22年度の点検の内容としましては、公園の中ではいろいろ判定がありまして、C判定というのが遊具でいくと232カ所があるのです。D判定というのがもっとそれより悪いということで、全部で91の遊具があります。この中で、ちょっといろいろ調べまして、やはり一番緊急度の高いものを優先して、北見自治区でいけば300万円の今言ったような合わせて31カ所の遊具の補修等を行うという計画になってございます。

以上です。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方はございませんか。

なければ、以上で都市建設部の審査を了します。暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

---

午後 3時01分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(高橋局長) それでは、私から企業局所管の各会計補正予算につきまして、その主な概要をご説明申し上げます。

今回の補正では、国の補正予算に関連いたしまして、平成23年度における予定事業の一部前倒しによる補助として、国、道との協議が調いましたことから、水道事業会計におきましては、建設改良施設整備事業費の総配水施設整備事業として、山下町ほか1地区など6路線の老朽化の布設替え工事を補正計上いたしましたほか、下水道事業会計におきましては、建設改良事業管渠整備費の公共下水道事業として、北2号幹線枝線新設工事など4路線を補正計上したところであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○(船戸課長) それでは、お手元の議案関係資料に基づき、企業局所管の補正概要についてご説明いたします。

資料53ページをお開きください。初めに、平成22年度水道事業会計補正予算につきましてご説明いたします。資本的支出の施設整備事業費の総配水施設整備事業費では、国の補正予算に際し国及び北海道と補助事業としての協議が調いましたことから、国庫補助金及び企業債を財源に補正計上いたすものであります。

次に、資料54ページをお開きください。水道事業工事施工箇所図であります。下段に一覧表がございますが、1番の山下町ほか1地区、配水管布設替え工事など6路線、延長で4,481メートルを実施する

予定でございます。

続きまして、下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。資料55ページをごらんください。資本的支出の環境整備費の公共下水道事業では、水道と同様に国の補正予算に際し、国及び北海道と補助事業としての協議が調いましたことから、国庫補助金及び企業債を財源に補正計上いたすものであります。

次に、資料56ページをお開きください。下水道管渠工事施工箇所図であります。下段に一覧表がございますが、1番の北2号幹線枝線新設工事など4路線、延長で1,873メートルを実施する予定でございます。なお、今回の水道事業、下水道事業の補正予算につきましては年度内に発注を行います。平成23年度に建設改良費繰越として、繰り越しを行い事業を実施する予定でございます。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、企業局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ、以上で企業局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

---

午後 3時05分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので付託議案3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員会報告の文案につきましては、委員長において作成の上、明日午後1時50分から委員の皆様にお話ししたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 3時06分 閉 議

---